

第5回袖ヶ浦市都市計画マスタープラン策定市民委員会

1 開催日時 令和元年6月7日 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

委員長	鎌田 元弘	委員	鷺見 久夫
副委員長	小早川 悟	委員	飯田 薫
委員	豊川 斎赫	委員	猪狩 孝一
委員	鈴木 孝司	委員	大野 清
委員	倉茂 和明	委員	今井 久明
委員	地引 正和	委員	野澤 文香

(欠席委員)

委員	石井 啓	委員	関谷 佳久
委員	大島 裕子		

4 出席職員

都市建設部部长	江尻 勝美	下水対策課副課長	今関 基夫
都市建設部次長	鈴木 敏幸	都市整備課主査	高橋 正人
都市建設部参事	小幡 勉	都市整備課主査	鶴岡 俊洋
土木建設課長	渡部 肇	都市整備課主事	柿本 健
都市整備課副参事	泉水 雄一郎	株式会社地域計画 建築研究所	2名

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	8人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 前回議論の振り返り
- (2) 次期都市計画マスタープランの全体構想案について
- (3) その他

7 議 事

〈午前 10 時開会〉

事務局（泉水副参事） 【開会】

鎌田委員長 【挨拶】

事務局（泉水副参事） 【職員紹介】

事務局（泉水副参事） 【資料確認】

【出欠状況確認】

〔15 名中 12 名の出席、設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、定数の 2 分の 1 以上の出席のため、会は成立〕

袖ヶ浦市都市計画マスタープラン策定市民委員会設置要綱第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、委員長が本会議の議長を務めることとなっておりますので、これより先は、鎌田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

鎌田委員長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。議題 1 「前回議論の振り返り」ということで、事務局より説明をお願いします。

事務局（鶴岡主査） 【資料 1 により前回議論の振り返りについて説明】

鎌田委員長 説明が終わりましたが、何かご意見や質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

〈意見等なし〉

鎌田委員長 意見等無いようですので、続きまして、議題 2 「都市計画マスタープランの全体構想案」についてです。本日の会議では、今までの本委員会のワークショップや地域別の懇談会での意見などを基に、都市計画マスタープランの全体構想案を事務局で取りまとめていただきました。全体構想案の内容について、事務局より説明いただき、その後、意見を委員の皆様からお聞きしたいと思います。なお、全体構想案については本日の委員会でき取りまとめをし、次回の委員会では更に詳細な地域別構想も含めて意見交換をしていきたいと思っています。それでは、全体構想案について事務局より説明をお願いします。

事務局（鶴岡主査）【資料２により次期都市計画マスタープランの全体構想案（最初から全体構想（都市施設の方針）まで）について説明】

鷺見委員 火葬場は君津地域４市で１箇所しかありません。災害等により使えなくなった時に困るのではないのでしょうか。

事務局（鈴木次長） 現在、木更津市や君津市、富津市には火葬場があり、無い自治体は袖ヶ浦市のみであり、将来的に君津地域４市共同にて火葬場を１箇所設置し候補地も既に決まっています。なお、災害時の詳細については調べて後ほど回答します。

鎌田委員長 事務局で調べてお知らせするという事でよろしいのでしょうか。

事務局（江尻部長） そのようにします。

猪狩委員 ３３頁の「河川の整備方針」について、松川の整備について記載されていませんが重要な河川であるので記載しないのでしょうか。

事務局（小幡参事） 松川は２級河川であり、県が整備・管理するものになっています。３３頁の「〔１〕現況と課題」には言及されていますが、基本的には市が整備・管理するものではありません。

今井委員 １５頁の「土地利用の方針〔２〕基本的な考え方」について、市街地の縁辺部の話はこれまで本委員会でも議論してきたかと思いますが、「周辺環境に配慮した秩序ある土地利用を目指す」という表現になっており、無秩序な市街地が拡散している状況を踏まえると、もっとメリハリの利いた表現にすべきだと思います。例えば、一定規模以上はどの程度なのか、特定のエリアでは認めるのか認めないのかといったように条件を設定するなどの表現はできないのでしょうか。次に、１７頁「〔３〕誘導・配置等の方針（３）住宅地の方針」について、生活道路を整備・改善した住宅地の写真が掲載されていますが、これは地区計画制度を利用して整備された住宅地なののでしょうか。そうであれば、そのことがわかるように、コラムのようなもので説明しても良いのではないのでしょうか。同じく１７頁「（２）工業地の方針」で臨海部の工業地の整備方針が書かれていますが、本市の具体的なアクションがないように思います。一方で、３６頁「その他都市施設の整備方針」の「〔３〕整備の方針（４）港湾施設の利活用の検討」では県と協議・連携しながら、利活用を検討すると具体的なアクションが書かれていますので、１７頁にも同じように記載するべきではないのでしょうか。

事務局（鶴岡主査） 1つ目の土地利用の方針についてですが、市街化区域縁辺部での宅地開発は法令違反となっていないため「禁止」といった表現ができない状況です。このため、本方針では、「秩序ある土地利用を図る」といった表現としています。2つ目の住宅地の方針での地区計画制度のコラムですが、難しい言葉でもあり、今回新たに示した考え方などについては、補足で入れるようにしたいと思います。なお、掲載した住宅地の写真は、土地所有者が土地を提供しあい、狭あい道路の解消を図った唯一の事例であり、地区計画制度を活用した事例ではありません。こういった事例が少ないため、地区計画制度を活用して住宅地の整備を図っていきたいと考えています。3つ目の港湾の整備ですが、17頁は工業地全体の大きな方針を示すということからこのような記載となっております。一方、港湾については工業地の中に含まれる施設の一部ということで、別に「その他都市施設の整備方針」でより具体的に記載しています。

鎌田委員長 難しい言葉については、補足を入れるということは重要だと思います。他にも表現が難しい言葉があれば教えていただければと思います。

事務局（江尻部長） 補足となりますが、市街化区域の縁辺部の住宅地については宅地開発事業指導要綱を定めており、今まで何もしていないということではありません。

鎌田委員長 宅地開発事業指導要綱を定めるなどの取組みがあれば、そうしたことがわかるような書き方をした方が良いと思います。

猪狩委員 平岡地区について、地域別懇談会でも意見は出ていたと思いますが、転入者を増やすために、時間をかけてでも良いので、幹線道路沿いの市街化調整区域を市街化区域に変更できないでしょうか。平岡地区は人口増加ではなく、人口の維持を目指すとのことですが、人口を維持するためには、転入者を増やす必要があります。

事務局（鶴岡主査） 県の方針でも市街化調整区域の集落地など、地域の拠点は維持していくということが示されており、18頁「（4）市街化調整区域の土地利用の方針①集落地」に記載していますが、市街化調整区域においても地区計画制度を定めることにより、これまで制限されていたスーパーや住宅などが建てられるような、地区独自のルールを定められることを許容した表現にしています。ただ、市街化を抑制する市街化調整区域という性質上、市が主導で進めていくことは難しいため、地域の主体的な動きがあって一緒に策定ができれば良いと思っています。

事務局（株式会社地域計画建築研究所 田中主任研究員） 国としても市街化区域を拡大するのではなく、コンパクトシティという考え方で市街地をコンパクトにしていく方向性になっています。市街化調整区域を市街化区域に変更する権限は県にありますので、鶴岡氏が言われたように、地区計画を活用して人口維持を図るという考え方がよりよい方策ではないかと思います。

飯田委員 平成通りの沿道の土地利用についてですが、14頁の「将来都市構造図」を見ると、平成通りは市街化区域と市街化調整区域が入り混じったところを通っていますが、沿道の有効活用を図るという内容を文章にいれてもらえないでしょうか。

事務局（鶴岡主査） 20頁の「土地利用方針図」を見ていただくと、紫色で道路沿道を色付けした部分があると思いますが、これはインターチェンジにつながる主要な幹線道路沿道を意味しています。この部分は産業や観光など地域振興に役立てるという考えで市街化調整区域であっても、そういった土地利用ができるように許容すると県の方針がありますので、本市のマスタープランでも同じように位置づけようという考えで変更した箇所であり、方針にも記載をさせていただきました。

事務局（鈴木次長） 先ほどお話のあった火葬場の件について、担当課に確認したので報告します。4市合同で利用するとした新たな火葬場の運営主体は木更津市となり、他の3市は負担金を出し合って、木更津市に業務委託するという形となります。新しい火葬場ができましたら、既に設置されている君津市と富津市の火葬場は利用できなくなることです。質問のありました、災害時に新たな火葬場が利用できなくなった際の対応については、市原市の火葬場を利用することになります。市原市の火葬場も利用できないという状況も考えられますが、その際は、県が主体となって、広域的に対応しなければいけないため、県と協議して対応することになると思います。

倉茂委員 21頁の「道路・交通の方針〔2〕基本的な考え方」には、長期未着手の都市計画道路の対応について書かれていますが、具体的にどの道路のことを指しているのかわかりません。25頁の「道路ネットワーク形成方針図」をみると、赤い点線で示された道路を指すという理解で良いのでしょうか。

事務局（鶴岡主査） 本市の都市計画道路の整備率は県内でも最上位に入るエリアですが、一部、計画幅員に達しておらず拡幅する必要がある道路や、未整備の道路があります。その一つが、今ご指摘のあった赤い点線で示された東京湾岸道路

で、本市のマスタープランでは県に対して整備の要望をしていくと記載しています。また、計画幅員に達していない道路については、県が整備主体の県道袖ヶ浦中島木更津線がありますが、こちらは事業決定がされていません。以上の状況から、未整備道路については、必要性や既存道路による機能代替を検討し対応していこうという考えです。

鎌田委員長　その他意見がなければ、学識の先生からも意見をいただけますか。

小早川副委員長　これまでの策定市民委員会では多くの意見が出ていましたが、それらを踏まえてよくまとまっていると思います。一つ気になったのは、大型貨物車の動きに関することの記載があっても良いのではないのでしょうか。袖ヶ浦市は、大型貨物車の通行が多いので、大型貨物車はどこを通らせるのか、また、大型貨物車は道路への負担が多いので、どの道路をメンテナンスしていくべきなのかを示してもよかったと思いました。

豊川委員　よくまとまっていると感じています。今回は10年後の都市を見込むということで、提案的なこともあっても良いと思います。例えば、国の施策を先取りするような提案があればよりよかったのではないかと思います。

鎌田委員長　事務局からはなにかありますか。

事務局（江尻部長）　国の大きなプロジェクトなどについては、確かに国の動向を見極めながら本市も対応していますが、先んじて市で何かに取り組むことは難しい部分もあると感じており、マスタープランではなかなか表現しづらい部分でもあると思います。

事務局（株式会社地域計画建築研究所　田中主任研究員）　小早川副委員長から指摘のあった大型車についての記載については、おっしゃるとおりかと思うのですが、実際には、どれだけ大型車が混入しているのかといった調査や、将来どうなるのかという推計をしなければ、大型貨物の道路ネットワークも決めていけないため、難しい部分もあり、今後の課題とさせていただければと感じています。

事務局（渡部課長）　本計画の下位計画にあたる道路網整備計画を現在策定しております。その中で大型貨物車両の道路混入率や将来交通量の調査を実施しているので、調査結果を踏まえて検討していきたいと思っています。

鎌田委員長　豊川委員が先ほど言われた国の施策というのは、コンパクトシティについ

てのこともあると思いますがいかがですか。

豊川委員 それも含めています。

鎌田委員長 このような新しい考え方も取り入れ本計画を策定していただければと思います。

地引委員 金田インターチェンジと袖ケ浦インターチェンジの大型車の高速道路の利用料金に差があり、料金設定の是正に向けた働きかけを行ってほしいと前回までの委員会でお願ひしましたが、その後、どうなったのでしょうか。道路の振動や騒音がひどいことから、その対応をお願いしたいと発言したところです。

事務局（渡部課長） 県道袖ケ浦中島木更津線については、大型貨物車両が多く通るということで、先ずは代替え路線として西内河根場線の整備の働きかけを県にしているところです。このため、高速道路の利用料金の見直しについては働きかけをしていません。

地引委員 この地域では、区長が変わったことをきっかけに、この道路の対応を求める協議会を立ち上げようと話をしているところです。本件の対応については意見してから10年間が経ちましたが、大型貨物車両を通りづらくする出っ張りが1ヶ所設置されたのみだと思います。それから、最近は高齢者の自動車運転免許の自主返納などが多くなっていますが、袖ケ浦市は車がないと移動ができないので、公共交通を充実させていくべきだと思います。

事務局（鈴木次長） 市の上位計画となる総合計画の策定を同時に進めていますが、公共交通の充実に関することについては、総合計画に盛り込んでいくことになると思います。

地引委員 承知しました。

事務局（渡部課長） 補足ですが、先ほど県道の代替路線として、西内河根場線の建設の話をしましたが、併せて高須箕和田線の3年後の供用開始を目指して建設を進めております。なお、先ほどもお話ししましたが、現在、道路網整備計画を策定しており、大型貨物車両の混入について、状況を把握し、計画に反映できればと考えています。

今井委員 市民アンケートの結果で、市全体で都市づくりに必要な取組みの1位が公共

交通の都市機能の強化、2位が駅周辺等の施設の集約化でした。この結果を何らかに反映するべきではないでしょうか。交通網の強化については、23頁「(3) 公共交通ネットワークの形成方針」などで触れられていると思うのですが、これまでの委員会で意見が出たコミュニティバスや循環バスの導入などのことについて記載した方が良いと思います。また、駅周辺等の集約化についても、もう少しきちっと扱った方が良いのではないのでしょうか。

事務局（鶴岡主査） 公共交通については、23頁から24頁で記載をしています。今井委員がご指摘くださったバスについては、担当課である企画課とも検討し、運行本数の増加やダイヤの見直しを要望するという内容を記載しています。高速バスについても、袖ヶ浦バスターミナルからの更なる延伸を検討していくことを記載しています。どちらにおいても当課が主管課ではないので、記載内容については主管課の意向を踏まえて記載をさせていただきました。また、公共施設の集約化については、拠点の話の中でも記載するとともに、「その他都市施設の整備方針」の「その他施設」の中でも公共施設の再編について記載しています。具体的な内容は資産管理課にて検討をしており、マスタープランではそれらと連携するような記載とさせていただいております。

鎌田委員長 それでは、都市環境の形成方針以降の議論に移りたいと思います。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴岡主査）【資料2により次期都市計画マスタープランの全体構想案（都市環境の形成方針から最後まで）について説明】

鎌田委員長 農地の有効活用についても触れられていますが、地引委員は何か気になる点などありましたか。

地引委員 農地については高齢化により担い手がいないという問題があります。平川地区は殆ど農業で成り立っている地区ですが、本計画ではどのように扱ってもらえるのでしょうか。

事務局（江尻部長） 都市計画と農業の関わりは難しい状況であると考えます。例えば、都市的土地利用をするべきところは農業との兼ね合いをみて検討していくなど、農業との関係性を踏まえる必要があると考えております。

鎌田委員長 野澤委員はどうでしょうか。

野澤委員 景観について、小櫃川の鯉のぼりは41頁の写真を見ると壮大ですが、年々その数も減ってきていて、手伝う人も減ってきているように思います。もっと地域を巻き込んで取組めれば良いのですが、人口が減少していることも関係しているのだと思います。

事務局（鶴岡主査） 小櫃川の鯉のぼりの写真については、「鯉のぼりを掲げる会」という団体があり、景観形成に貢献くださっています。市としてもできる限りの支援をしたいと思っています。

事務局（江尻部長） 景観形成に寄与する団体を表彰する景観まちづくり賞という表彰制度があります。興味を持っていただければこの制度を利用することで、景観まちづくりが更に広がればと思います。

野澤委員 景観まちづくり賞について、農道の沿道に花を植えるなどの活動があるのですが、平岡地区をはじめ、人口が減っている地区では、年々負担になっていると感じています。市が入ってくださると助かるのではないかと思います。

事務局（鈴木次長） 一昨年に「みんなが輝く協働のまちづくり条例」が制定されています。市民にだけ任せるのではなく、市と団体とが輪になって活動を推進していければと考えています。

鎌田委員長 大野委員には、以前に富岡地区について景観は保全すべきと意見をいただいていたと思いますが、何かご意見はありますか。

大野委員 木更津北インターチェンジからかずさアカデミアパークに抜ける道路についてですが、当時植えた街路樹の管理がうまくできていないように感じます。市の方から県へ維持管理の要望をしていただきたいと思います。また、農地水環境保全向上対策に参加している団体は、道路などの空き地に花を植えたりしていて景観的に良いのではないかと思います。今後も地域の皆さんで取り組めれば良いと思います。また、会議に出た感想ですが、ワークショップで多くの意見を出したと思いますが、そういった内容が計画案に網羅されていると思っています。

事務局（鈴木次長） ありがとうございます。先ほど、街路樹の管理についてお話しがりましたが、ご指摘のとおり県道に要請していきたいと考えています。また、先ほど話のあった団体は、景観まちづくり賞にも応募できる団体になっていますので、そうした団体へも応募の働きかけを行っていききたいと思っています。

鎌田委員長 鈴木委員はこれまでの委員会で消防団との連携について発言されていたかと思いますが、防災関係で何か意見はありますか。

鈴木委員 消防団の活性化について記載がありました。市としても消防団を何とか増やしていきたいと考えているかと思いますが、地域に任せているように感じますので、市からの働きかけもお願いしたいと思います。現状、消防団員は減少しており、分団の統合も出ている状況です。しかし、若いうちに消防団の役員になると、コミュニティの維持にもつながると思いますので、活性化については是非検討してほしいと思います。

事務局（鶴岡主査） 消防団の人数が減っていることは市も認識しております。本計画の中で都市防災力を高めるという側面で、地域の力は重要だと考えており、今回の改定で初めて消防団についても触れることとし地域防災力の強化を謳っています。何人増やしていくといった具体的な内容までは記載できませんが、大きな方針としては防災の部署とも連携し、同じ方向性を示していきたいと思っています。

鎌田委員長 防災に関して、雨水対策等で緑化保全や護岸工事等の対策について飯田委員から意見があったかと思いますが、いかがでしょうか。

飯田委員 災害が起こり得るがけ崩れなど、市でも把握されているかと思いますが、事前の対応が考えられていれば良いと思います。話は変わりますが、自主防災組織が自治会などで積極的に進められていますが、市街地が拡大している地域では従来の消防団が中心となっていて、自主防災組織が組織されていないところがあると聞いています。市でも各自治会や分区へ積極的に組織化を働きかけても良いのではないかと思います。

事務局（鈴木次長） 本計画とは別に、防災の部署にて地域防災計画を策定しております。そこでは自主防災組織について詳細が記載され、実際に運用を図っていきますので、本計画での記載はこれを踏まえてのものとなります。

今井委員 46頁の「緊急輸送道路、避難場所・避難所位置図」について、大型地震が起こった場合、臨海部の工業地帯で爆発が起こり壊滅するといった事態が考えられますが、国道16号が遮断されて東西へ移動する道がなくなってしまうと、平成通りを利用することになると思いますが、この図には平成通りの記載がありません。なぜでしょうか。

事務局（渡部課長） 本図は緊急避難路に指定されているもののみを掲載しています。平成通りは緊急避難路に指定されていないので、掲載していないということです。

事務局（鶴岡主査） 本図に掲載されていない道路であっても、災害が発生した場合は避難等に利用することは可能です。

鎌田委員長 幅広く意見をいただけたと思います。事務局から話がありましたが、これから地域別構想をつくるということです。次回はまた委員のみなさまのご意見をいただければと思います。その他事項について事務局から何かありますでしょうか。

事務局（泉水副参事） 6月1日から7月31日の期間で景観まちづくり賞を募集しています。6月1日号の広報でも周知していますので、お知らせなどありましたら、是非ご応募を促していただければと思います。

鎌田委員長 それでは、本日予定しました議題は、滞りなく全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（泉水副参事） 鎌田委員長・委員の皆様ありがとうございました。なお、今までの委員会でいただいたご意見を基に、事務局で全体案を取りまとめて次回会議で説明をさせていただきます。また、委員の皆様には、議事録調製にあたり発言内容の確認をいただき、その後議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、ご了承をお願いいたします。なお、次回の委員会は9月30日月曜日 午後2時からの開催を予定しております。後日、正式な開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、第5回袖ヶ浦市都市計画マスタープラン策定市民委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

事務局（泉水副参事） 【閉会】

〈午後0時10分閉会〉